

BELSに係る評価手数料				
			区分	新築・既存
一戸建ての住宅 (併用住宅を含む)	単独評価	200㎡以内	型式認定等(温熱)	33,000
			一般	33,000
		200㎡超え 1,000㎡以内	型式認定等(温熱)	35,000
			一般	35,000
	併願評価	外皮計算を行っている場合 *1		13,000
		一次エネルギー計算を行っている場合 *2		8,000
共同住宅等	住戸のみの場合	単独評価	1住戸	33,000
			2住戸	35,000
			3~10住戸	35,000 + 5,100 × (M-2)
			11~25住戸	51,000 + 2,000 × (M-2)
			26~50住戸	82,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	123,000 + 1,000 × (M-2)
		併願評価	外皮計算を行っている場合 *1	13,000 + (M-1) × 3,100
			一次エネルギー計算を行っている場合 *2	8,000 + (M-1) × 2,000
	住棟全体の場合 (共用部を含む)	単独評価	2住戸	102,000
			3~10住戸	102,000 + 5,100 × (M-2)
			11~25住戸	133,000 + 2,000 × (M-2)
			26~50住戸	204,000 + 1,000 × (M-2)
			51住戸以上	306,000 + 1,000 × (M-2)
		併願評価	外皮計算を行っている場合 *1	51,000 + (M-1) × 3,100
一次エネルギー計算を行っている場合 *2	41,000 + (M-1) × 2,000			
M…全戸数を示す				
*1 設計性能評価の5-1のみ、長期優良住宅認定技術的審査等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合 *2 設計性能評価の5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合 ※ 下記の審査・評価の中から複数と同時に申請する場合において、2種類目以降の審査・評価は上記料金規程にかかわらず各5,000円/戸とする。 ・建築物省エネ法第30条(性能向上認定)に係る技術的審査 ・建築物省エネ法第36条(認定表示)に係る技術的審査				
その他の手数料等	再発行			2,000
	変更申請			×0.5
	シール			別途
	プレート			別途